

人吉市公告第3号

人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案について、次のとおり公募型プロポーザル方式により募集するので公告する。

令和3年1月25日

人吉市長 松岡 隼人

人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案
公募型プロポーザル実施要項

令和3年1月25日

熊本県人吉市

人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案

公募型プロポーザル実施要項

1 概要

(1) 件名

人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案公募型プロポーザル

(2) 目的

国が進めるスーパーシティ構想の区域指定に当たっては、国家戦略特別区域基本方針の指定基準において、「データ連携基盤整備事業及び先端的服务を実施する主要な事業者の候補が、地方公共団体の公募により選定されていること」とされていることから、本市が国のスーパーシティの区域指定公募に応募するに当たり、連携事業者及び事業提案を公募し、選定することを目的とする。

(3) 公募型プロポーザルの内容

本要項及び別紙「人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案公募型プロポーザル要求水準書」のとおりとする。

2 プロポーザルの実施方法

(1) 人吉市スーパーシティ構想の実現に向けて、複数・個別分野における「先端的服务実施事業者」及び「データ連携基盤整備事業者」を公募する。

(2) 国のスーパーシティ構想への応募に当たっては、防災、交通、観光など複数分野にわたる取組が必要であることから、市が実現したいと考えている方向性に沿った提案とその実施が可能な事業者が連携し、共同に応募することも可能とする。

(3) 先端的服务実施事業とデータ連携基盤整備事業の両方を提案することも可能とする。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年1月25日(月)
質問受付期間	令和3年1月25日(月)～2月4日(木)
質問回答	令和3年2月5日(金)
提案書等の提出締切	令和3年2月12日(金)
プレゼンテーション・審査	令和3年2月17日(水)・18日(木)
選定結果の通知・公表	令和3年2月19日(金) 予定

※参加事業者数、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、スケジュールを変更する場合があります。

4 事業者の選定方法

選定は人吉市職員にて構成された人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査によるものとし、「5 審査概要」に基づき選定する。

5 審査概要

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たし、選定委員会においてその資格を認められた者とする。

加えて、プロポーザル参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

ア 個人を除く企業・研究機関・団体等であること。

イ 本市の現状及び本事業の目的を理解し、本市のスーパーシティ構想を実証・実装する意向がある者であること。

ウ 人吉市工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 本事業を遂行するために必要とされる経験等を有した者を従事させることができる者であること。

キ その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(2) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングの内容について、別紙審査基準等を適用する。

(3) 審査方法

選定委員会において、提案書等に基づき、以下のとおり審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行うものとする。

ア 本プロポーザルへの参加を希望する者は、WEB会議システムを活用したオンラインプレゼンテーション又はオフラインによるプレゼンテーションのいずれかを選択することができる。

イ 選定委員会は、本プロポーザルへの参加を希望する者のプレゼンテーションに対して、ヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が採点し審査を行い、その合計点数により選定する。

- ウ プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の受付順とする。提案者1人当たりのプレゼンテーションの時間は20分以内とし、そのあと10分以内のヒアリングを行う。時間延長は認めない。
- エ 説明に当たっては、事前に提出した提案書により原則、管理責任者又は主任担当者が行うこと。
- オ オンラインプレゼンテーションを行う場合は、選定委員会事務局からWEB会議の案内を行うものとする。
- カ オフラインプレゼンテーションを行う場合は、選定委員会事務局にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。
- キ パソコンを使用する場合は、電源アダプタ、接続用ケーブル等を含め、提案者が準備すること。

6 提案書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の提出

ア 応募区分

「先端的サービス実施事業者」、「データ連携基盤整備事業者」の応募区分により提案書等を提出すること。両方の事業者として提案する場合は、それぞれ提案書等を提出すること。

<先端的サービス実施事業者>

(ア) 会社概要書（任意様式）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。共同体の場合は、全ての事業者分を作成すること。

(イ) 業務実績書（様式2）

スマートシティ等関連事業の業務実績について記載すること。

(ウ) 事業体制表（様式3）

本事業の実施体制（管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）、連携体制について記載すること。

(エ) 提案書（様式4）及び提案書別紙（任意様式）

- ・ 企画提案書別紙については、別紙「人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案公募型プロポーザル要求水準書 4 本事業の企画提案に関する要求水準」をもとに必要な事項を記載すること。
- ・ その他PR及び独自提案がある場合は、提案書別紙とは別に5ページ以内で、別冊（以下「提案書別冊」という。）として添付可能とする。

(オ) 事業工程表（任意様式）

本事業で想定されるスケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。

<データ連携基盤整備事業者>

(ア) 会社概要書（任意様式）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。共同体の場合は、全ての事業者分を作成すること。

(イ) 業務実績書（様式2）

事業者が提供しようとする技術等に類似するシステム開発や運用実績等について記載すること。

(ウ) 事業体制表（様式3）

本事業の実施体制（管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。

(エ) 提案書（様式5）及び提案書別紙（任意様式）

- ・ 企画提案書別紙については、別紙「人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案公募型プロポーザル要求水準書 4 本事業の企画提案に関する要求水準」をもとに必要な事項を記載すること。
- ・ その他PR及び独自提案がある場合は、提案書別紙とは別に5ページ以内で、別冊（以下「提案書別冊」という。）として添付可能とする。

(オ) 事業工程表（任意様式）

本事業で想定されるスケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。

イ 作成上の留意点

(ア) 原則、A4ファイルで提出すること。

(イ) 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

(ウ) 提案書別紙は両面印刷とし、表紙、目次を除き15ページ以内とすること。

(エ) 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

(オ) 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(カ) 提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。

(キ) 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同じページ内に注釈を付けること。

(ク) 提案書別紙の表紙には、タイトル（人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案公募型プロポーザル）、提出年月日、会社名、代表者名を記載し、正本には、会社印・代表者印を記名押印すること（共同体の場合は、代表事業者とすること。）。

ウ 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各8部とすること。

エ 提出期限

令和3年2月12日（金）午後5時までとする。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。令和3年2月12日（金）必着）により提出すること。

カ 提出先

〒868-0012 熊本県人吉市相良町4番地2

人吉市企画政策部企画課分室（人吉市まち・ひと・しごと総合交流館）

(2) 質問の受付及び回答

質問については、質問受付期間中に受け付ける。質問書（様式1）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。電話、口頭での質疑は受け付けない。

※電子メールの件名は、「人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者及び事業提案公募型プロポーザル 質問書」とすること。

ア 受付期間

令和3年1月25日（月）から令和3年2月4日（木）17時15分まで（必着）

イ 回答方法

令和3年2月5日（金）に当市ホームページへ掲載する。

なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

ウ 提出先アドレス及び確認先電話番号

人吉市企画政策部企画課分室

メールアドレス：kikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

電話番号：0966-22-2111

7 失格要件

- (1) 各書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。
- (2) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (3) 各書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) その他選定委員会が不適格と認める場合

8 プロポーザル終了後の流れについて

・当該プロポーザルにおいては、スーパーシティへの応募に向けた業務の遂行に適した連携事業者を選定するものであり、事業提案については、提案内容のままスーパーシティへの応募の書類へ記載されるものではなく、本市との協議や市民の意見の反映によって変更されることがあるものとする。

・プロポーザルで選定された事業者は、人吉市とともに、スーパーシティへ応募するために以下の項目について準備を行うものとする。

- (1) 事業者の提案、市民の意見、人吉市との協議等によるスーパーシティへの応募に向けた事業案をブラッシュアップすること。
- (2) 特段の理由がない限り、市民説明会など市民の意見集約の場等へ参加すること。
- (3) 人吉市と連携し、スーパーシティへの応募の書類を作成すること。
- (4) その他スーパーシティへの応募に必要なこと。

・国家戦略特別区域基本方針に基づく地域課題の設定、事業計画の作成、先端的技術の活用など、スーパーシティ構想全体を企画する「アーキテクト」については、人吉市が本事業者公募で選定された事業者と協議のうえ選定する。

9 経費負担

今回のプロポーザルに参加するための一切の費用は、参加事業者（提案者）の負担とする。

なお、本事業は、人吉市からの業務委託ではなく、人吉市と事業者が連携して事業を進めるものであることから、人吉市からの業務委託料は発生しないものとする。

10 留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された書類等の返却は行わない。
- (3) 提出された提案書は、提出後の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果は、市のホームページで公表する。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 提出された書類のほか、関係する文書等は、人吉市情報公開条例（平成13年人吉市条例第1号）に基づき、公開される場合がある。

11 事務局

人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者等選定委員会事務局

〒868-0012 熊本県人吉市相良町4番地2

人吉市企画政策部企画課分室（人吉市まち・ひと・しごと総合交流館）

メールアドレス：kikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp

電話番号：0966-22-2111

12 別記様式

別添のとおり